

*** 独立行政法人都市再生機構監事監査要綱の一部改正について（通知）**

（平 16. 7. 1）

改正 平成 18 年 9 月 1 日 (イ)

平成 23 年 7 月 1 日 (ロ)

平成 27 年 4 月 1 日 (ハ)

監事 から 理事長 あて

標記について、独立行政法人都市再生機構監事監査要綱の一部を別紙のとおり改正したので通知する。

なお、同要綱について、役職員へ周知方依頼する。

以 上

添付書類

独立行政法人都市再生機構監事監査要綱

平成 27 年 4 月 1 日

独立行政法人都市再生機構監事監査要綱

(総則)

第 1 条 独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。)第 19 条第 4 項に基づき監事が行う監査(以下「監査」という。)は、関係法令及び他の規程等に別段の定めがある場合を除き、本要綱の定めるところによるものとする。(ハ)

(監査の目的)

第 2 条 監査は、独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。)の業務の適正かつ効率的、効果的な運営を図ること及び会計経理の適正を確保することを目的とする。

(監事の基本的心得) (ハ)

第 2 条の 2 監事は、その職務を遂行するに当たり、独立性の保持に努めるとともに、常に公正不偏の態度を保持するものとする。(ハ)

2 監事は、監査の品質の向上を図るため、監事向けの研修へ参加する等、常に自己研鑽に努めるものとする。(ハ)

3 監事は、適正な監査視点の形成のため、業務運営全般の見地から運営上の課題についての認識を深め、業務運営状況の推移と機構を巡る環境の変化を把握するよう努めるものとする。(ハ)

4 監事は、平素より機構及び独立行政法人都市再生機構関係法人管理規程(平成 16 年独立行政法人都市再生機構規程第 53 号。以下「管理規程」という。)第 2 条に規定する特定関連会社の役職員等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるものとする。(ハ)

5 監事は、監査機関たる地位にあるものとしての正当な注意をもって、監査を行うものとする。(ハ)

6 監事は、監査意見を形成するに当たり、よく事実を確かめ、必要があると認めるときは、弁護士など外部専門家の意見を徴し、合理的な判断を行うものとする。(ハ)

7 監事は、職務上知り得た秘密の保持に十分に注意するとともに、正当な理由なく他に漏らしてはならないものとする。その職を退いた後も同様とする。(ハ)

(監査の種類)

第 3 条 監査は、定期に行うほか、監事が必要と認めた場合に臨時に行うことができる。

(監査計画)

第 4 条 監事は、事業年度毎に監査計画を作成し、機構の理事長(以下「理事長」という。)に通知する。(ハ)

2 監事は、前項に規定する監査計画を変更した場合は、その都度、理事長に通知する。(ハ)

3 監事は、前条に基づき行う臨時の監査のうち、重要なものについては、事前にその内

容を理事長に通知する。(ハ)

- 4 監事は、監査計画の立案に当たっては、次の各号に掲げる事項について留意する。(ハ)
 - 一 業務運営に関する内部統制システムの構築及び運用の状況(ハ)
 - 二 機構を取巻く外部環境(ハ)
 - 三 独立行政法人都市再生機構組織規程(平成 26 年独立行政法人都市再生機構規程第 48 号) 第 3 条第 1 項に規定する監査室による監査計画及び外部機関による監査計画との調整(ハ)
- 5 監事は、重要性、適時性、効率性その他必要な事項を勘案して、適切に監査対象及び方法を選定し、監査項目、調査方法、監査実施日等を示した監査計画を作成する。
(監査の実施に関連する権限及び職務等) (ハ)

第 5 条 監事は、業務の運営状況を把握するため、理事会その他重要な会議に出席し、意見を述べることができる。(ロ)

- 2 監事は、業務に関する全ての文書を閲覧できるものとする。また、必要があると認めるときは、役職員に説明を求め、又は意見を述べることができる。(ハ)
- 3 監事は、次の各号に掲げる事項により、理事長の意思決定の過程を監視し検証するものとする。(ハ)
 - 一 理事会その他重要な会議への出席(ハ)
 - 二 通則法第 19 条第 6 項に規定する書類を機構が国土交通大臣に提出しようとするときの当該書類の調査(ハ)
 - 三 独立行政法人都市再生機構法(平成 15 年法律第 100 号)に基づき機構が国土交通大臣に書類を提出しようとするときの当該書類の調査(ハ)
 - 四 その他理事長の意思決定を要する事項に係る書類の調査(ハ)
- 4 前項に規定する会議への出席や書類の調査を実施した場合は、証跡を残すものとする。(ハ)
- 5 監事は、役職員に対して、事務及び事業の報告並びに必要な説明及び資料の提供を求め、又は機構の業務及び財産の状況を調査することができる。(ハ)
- 6 監事は、必要があると認めるときは、管理規程第 2 条に規定する特定関連会社に対し、業務及び財産の状況の調査をすることができる。(ハ)
- 7 監事は、必要があると認めるときは、管理規程第 2 条に規定する関連会社、関連公益法人等及びその他の出資会社に対し、理事長の協力を得て、毎期の決算書類等について報告を求めることができる。(イ) (ハ)
- 8 監事は、監査の効率的な執行のため、監事間において十分協議及び調整を行うとともに、職務遂行上知り得た重要な情報の共有に努めるものとする。(イ) (ハ)
- 9 役職員は、他の役職員が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は通則法、機構法若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、直ちに監事に報告しなければならない。(ハ)

10 役職員は、監事（監事付の職員を含む。）が行う監査に協力しなければならない。（ハ）
（理事長等への報告義務）

第5条の2 監事は、役員が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は通則法、独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実を認めるときは、遅滞なく、その旨を理事長に報告するとともに、国土交通大臣に報告するものとする。

2 監事は、前条第9項の規定に基づき、役職員から報告を受けたときで、必要と認める場合は、理事長に報告するとともに、国土交通大臣に報告するものとする。（ハ）

3 監事は、会計監査人から、その職務を行うに際して役員（監事を除く。）の職務の執行に関し不正の行為又は通則法、機構法若しくは他の法令に違反する重大な事実があるとの報告を受けたときで、必要と認める場合は、理事長に報告するとともに、国土交通大臣に報告するものとする。（ハ）
（理事長との定期的会合）（ハ）

第5条の3 監事は、理事長と定期的に会合をもち、理事長の業務運営方針及び内部統制システムの構築・運用の状況を確認するとともに、監査上の重要課題等について意見を交換し、理事長との相互認識と信頼関係を深めるよう努めるものとする。（ハ）
（監査体制の整備等）（ハ）

第6条 監事は、監査の実効性を確保するための体制を整備するよう次の各号に掲げる事項を理事長に対して求めるものとする。（ハ）

- 一 役職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制（ハ）
- 二 監事付の職員に関する事項
- 三 監事付の職員の役員（監事を除く。）からの独立性に関する事項（ハ）
- 四 その他監査が実効的に行われることを確保するための体制（ハ）
- 五 監事の職務遂行に必要な費用の確保（ハ）

2 監事は、その職務を執行するため監事付の職員に監査に関する諸般の事務を行わせる。（イ）

3 監事は、その職務執行上必要と認めるときは理事長の承認を得て前項の職員以外の職員を、臨時に監査事務に協力させることができる。

4 監査事務に従事する職員は、監査によって知り得た事項を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。（ハ）
（他の監査機関との連携）（イ）

第7条 監事は、会計監査人と緊密な連携を保ち、積極的な情報交換を行うとともに、会計監査人からその監査報告等についての説明及び報告を求めることができる。（イ）

2 監事は、監査室と緊密な連携を保ち監査室監査の結果を活用するとともに、監査室から説明、報告を求めることができるものとするほか、必要に応じ、監査室に特定の調査を依頼することができる。（イ）

(監査調書の作成・保存)

第8条 監事は、監査報告の基礎とした監査過程の資料等を監査調書として作成し、別に定める期間保存する。(ハ)

(監査報告の提出) (ハ)

第9条 監事は、監査の方法及び結果を正確かつ明瞭に記載した監査報告を作成し、理事長及び国土交通大臣に提出するとともに、監査報告の内容について説明するものとする。(ハ)

2 監査報告には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。(ハ)

- 一 独立行政法人都市再生機構に関する省令（平成16年国土交通省令第70号）第1条の2第5項において記載しなければならないとされた事項(ハ)
- 二 別途監事が報告の必要性を認めた事項がある場合にはその具体的な内容(ハ)
- 三 会計監査人の監査方法及びその結果の相当性に関する判断に基づき形成した監査意見の結果(ハ)

(監査報告の公表) (ハ)

第10条 監査報告は、原則としてこれを公表するものとする。(ハ)

(改善意見の提出及びその後の措置等)

第11条 監事は、監査の結果、是正又は改善が必要であると判断したときは、理事長又は国土交通大臣に対してその旨の意見を提出することができる。(ハ)

2 前項の意見に対する措置等について、理事長は監事に通知する。

3 監事は、前項の措置等における是正又は改善の状況について必要な確認を行うものとする。

(実施基準)

第12条 この要綱の実施について必要な事項は、監事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

附 則 (イ)

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

附 則 (ロ)

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則 (ハ)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。